新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，新潟市補助金等交付規則（平成１６年新潟市規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（昭和４９年空騒第１７７号）第２条第２項に基づく助成の措置として，市長が同項の規定による補助事業者として交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　市長は，国土交通大臣が指定した新潟空港の周辺の区域（第１種区域）に当該指定の際，現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は，建物の部分をいう。以下「住宅」という。）又は国土交通省航空局長（以下「国」という。）が定める対象区域及び期日に現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は，建物の部分をいう。以下「告示日後住宅」という。）について，それらの所有者又はそれらの住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下「対象者」という。）が，航空機の騒音により生ずる騒音を防止し，又は軽減するために騒音防止対策工事（以下「防音工事」という。）を実施する場合は，予算の範囲内において補助金を交付する。

（防音工事の工法等）

第３条　防音工事の工法の種別及び防音工事の対象室数は，国の定めるところによる。

２　防音工事は，国が定めた住宅騒音防止工事設計基準及び住宅騒音防止工事標準仕様書に基づくほか，市長が定めた住宅騒音防止工事標準図，住宅騒音防止工事標準歩掛表及び住宅騒音防止工事特記仕様書（以下「設計基準等」という。）に基づき実施することにより，当該工事を実施した室における騒音を軽減するとともに室内の有効な空気調和を確保できるものとする。

（補助金の交付の対象とする事業費及び補助額）

第４条　補助金の交付の対象とする事業費（以下「事業費」という。）は，対象者が防音工事を実施するために必要な費用で，次の表の中欄に掲げる額の合計額とし，補助金の額は同表

右欄に掲げる額の合計額とする。

	事　業　費	補　助　額
工　事　費	本工事費（直接工事費，共通仮設費及び諸経費をいう。），各種工事負担金及び工事雑費	事業費の全額
設計監理費	設計図書の作成のための経費，工事監理を行うための費用等，対象者が補助金の交付を受けるために必要な経費	国の定める範囲内の額

（防音工事の申込み）

第５条　対象者は，防音工事を実施しようとする場合は，防音工事申込書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（当該住宅に居住する全員のもの。）又は，それに代わるべきもの。

(2) その他，家屋の所有者や建築年などの確認に必要なもの。

２　前項に規定する防音工事を申込むときに所有者と居住者が異なる場合は，申込書に相手方の同意を得るとともに，前項に掲げる書類のほか，賃貸住宅における確約書（別記様式第２号）に連署して市長に提出しなければならない。

３　第２種区域又は第３種区域の対象者が，防音工事を実施しようとする場合は前項に掲げる書類のほか防音工事を実施しようとする理由書（別記様式第３号）を添付しなければならない。

４　告示日後住宅の防音工事を申込むときは，前項に掲げる書類のほか家屋新築時の設計図書（設計書及び設計図面）の写しを添付しなければならない。

（防音工事の申込みに対する承認の通知）

第６条　市長は，前条の規定により防音工事の申込みがあった場合においてその内容を審査し適当であると認めたときは，当該対象者に防音工事承認通知書（別記様式第４号）により通知するものとする。

（補助事業者の事務の代行）

第７条　前条の規定により防音工事の承認を受けた者（以下「補助対象者」という。）が行う

設計監理業者及び施工業者の選定並びに当該防音工事に係る請負金額の決定に関する事務については，市長が補助対象者に代わりこれを行うものとする。

（工事設計及び施工監理に関する契約）

第８条　補助対象者は，前条の規定により市長が選定した設計監理業者と工事設計及び施工監理に関する契約を締結しなければならない。

（設計図書の審査）

第９条　設計監理業者は防音工事に係る設計を完了したとき，市長に当該設計図書を提出し，その内容について審査を受けなければならない。

２　前項の設計図書は当該工事に係る設計書，設計図面，積算材料調書その他市長が特に必要と認めた書類とする。

３　設計監理業者は，補助金に係る工事部分で，設計基準等で定めた基準以上の材料等を使用する場合は前項の設計図書のほか，比較積算書（別記様式第５号）に補助金部分以外を明らかにした設計図書を添えて提出しなければならない。

４　市長は，第１項の規定による設計図書の審査の結果内容が適当であると認めたときは，その旨を設計監理業者に通知し，必要部数を提出させるものとする。

（補助金の交付申請）

第１０条　補助対象者は，防音工事補助金交付申請書（別記様式第６号）により補助金の交付申請を行うものとする。

２　補助対象者は，前項の申請にあたり一部機器等の設置を辞退する場合は，設置機器省略に関する申出書（別記様式第７号）を提出するものとする。

３　市長は，規則第６条第１項第１号の収支予算書及び同項第２号による補助事業に係る事業計画書の提出は省略させることとし，同項第３号によるその他市長が必要と認める書類として，設計施工監理委託契約書又は写しを添付させるものとする。

（補助金の交付決定通知）

第１１条　市長は，規則第７条の規定により補助金の交付決定をした場合は，補助金の交付申請をした者に対し，防音工事補助金交付決定通知書（別記様式第８号）により通知するもの

とする。

（防音工事請負契約）

第１２条　規則第７条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は，第７条の規定により市長が選定した施工業者と防音工事請負契約を締結しなければならない。

（補助事業の変更の承認等）

第１３条　規則第１０条第１項の規定により補助事業を行う者が，補助事業の変更について市長の承認を受けようとする場合は防音工事の内容等の変更承認申請書（別記様式第９号）に，変更部分を明らかにした設計図書を添付しなければならない。ただし，工期の変更については添付書類を省略するものとする。

２　第１１条及び第１２条の規定は，前項の場合に準用し防音工事補助金変更交付決定通知書（別記様式第１０号）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第１４条　規則第１０条第１項第１号に規定する市長が定める軽微なものとは，次に掲げる変更以外のものとする。

(1) 工事対象室の変更

(2) 工事設計の変更（工事設計を実質的に変更するものではなく，その細部を変更するものを除く。）

(3) 工期の変更（１４日以内のものを除く。）

（防音工事の着手届）

第１５条　補助決定者は，防音工事に着手した場合は，当該防音工事に着手した日から５日以内に防音工事着手届（別記様式第１１号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 防音工事請負契約書（防音工事変更請負契約書を含む。）又は写し

(2) 工　　程　　表

(3) 総合保険加入証明書

（防音工事の完了届）

第１６条　補助決定者は，防音工事が完了した場合は，当該防音工事が完了した日から５日以内に防音工事完了届（別記様式第１２号）に防音工事の状況が明らかな写真を添えて市長に届け出なければならない。

（防音工事の完了検査）

第１７条　市長は，前条の規定により防音工事完了届が提出された場合は，設計監理業者及び，施工業者の立合いを求め，必要に応じ騒音測定を行い，遅滞なく完了検査を行うものとする。

２　市長は，前項の規定により防音工事の完了検査を行った場合において，防音工事に，不適格な箇所を発見したときは，直ちに設計監理業者及び施工業者に手直し工事を命ずるものとし，これが完了したときは設計監理業者から報告を求めるほか，必要があるときは再検査を行うものとする。

３　市長は，完了検査を行った場合は，防音工事完了検査調書（別記様式第１３号）を作成するものとする。

（防音工事の実績報告）

第１８条　補助決定者は，前条の規定による防音工事の完了検査に合格した後，防音工事実績報告書（別記様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第１３条に規定する実績報告書の添付書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 工事概要書（別記様式第１５号）

(2) 収支精算書（別記様式第１６号）

（補助金の額の確定通知）

第１９条　規則第１４条の規定により補助金の額の確定通知は，防音工事補助金確定通知書（別記様式第１７号）によるものとする。

（補助金の請求等）

第２０条　補助決定者は，規則第１４条の規定により補助金の額の確定通知を受けた場合は，設計監理業者及び施工業者に対し補助金の請求及び受領に関する権限を委任状（別記様式第１８号）により委任するものとする。

２　前項の規定により補助金の請求に関する権限を委任された設計監理業者及び施工業者は，それぞれ市長に対し補助金の請求をするものとする。

（財産処分等の制限）

第２１条　補助決定者は，補助事業により取得し，又は効用の増加した不動産及びその従物並びに空気調和機器を補助金交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け又は担保に供してはならない。ただし，補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して国が定める期間を経過した場合又は補助金の残存価格分を返納した場合は，この限りではない。

２　補助決定者は，住宅又は告示日後住宅を譲渡するときは新所有者に，借家から転出するときは家屋所有者に，補助事業により施工した造作及び設置した空気調和機器について，その全てを承継しなければならない。

（補助金相当額の返納）

第２２条　補助決定者は，住宅騒音防止対策工事実施後に国の移転補償を受けることとなったときは，工事に要した補助金相当額分を市長に返納しなければならない。

２　前条第２項の規定に該当するときは，補助事業により施工した造作及び設置した空気調和機器の承継を受けた者が，工事に要した補助金相当額分を市長に返納しなければならない。

（その他）

第２３条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，別に市長が定める。

附　則

１　この要綱は，昭和５４年７月１０日から施行し，昭和５４年度の住宅騒音防止対策工事から適用する。

２　新潟市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（昭和５２年１２月１日制定）及び新潟市住宅騒音防止対策事業費補助金交付事務処理要領（昭和５２年１２月１日制定）は，廃止する。

附　則

この要綱は，昭和５９年８月１日から施行し，昭和５９年度の住宅騒音防止対策工事から適用する。

附　則

この要綱は，平成元年１１月７日から施行し，平成元年４月１日以後に補助金交付の決定をした住宅騒音防止対策工事から適用する。

附　則

この要綱は，平成４年１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１１年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１３年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１７年６月１３日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

受付年月日	
受付番号	号

防音工事申込書

申込者	住所		電話	（　　） －
	氏名			
住宅の所在地	新潟市			
住宅建築年月	年　　月			
住宅の室数	室　（台所・玄関・浴室等は除く）			
居住者名	氏　　名	続柄	氏　　名	続柄

１．同意について

（住宅の居住者と所有者が異なる場合は相手方の同意を得てください。）

防音工事について同意します。	住宅の所有者	年　　月　　日 住所 氏名
	借家人	年　　月　　日 住所 氏名

２．確認事項

次の事項を確認のうえ，□に✓を記入してください（☑がない場合は，申込書の受付ができません）。

□　本人及びその世帯に暴力団又は暴力団等と関係を有する者はいません。また，必要に応じて，市が警察に照会する場合は，別途必要な書類の提出を行います。

住 宅 の 間 取 平 面 図

（防音工事を行う部屋を「赤」で明示してください。）

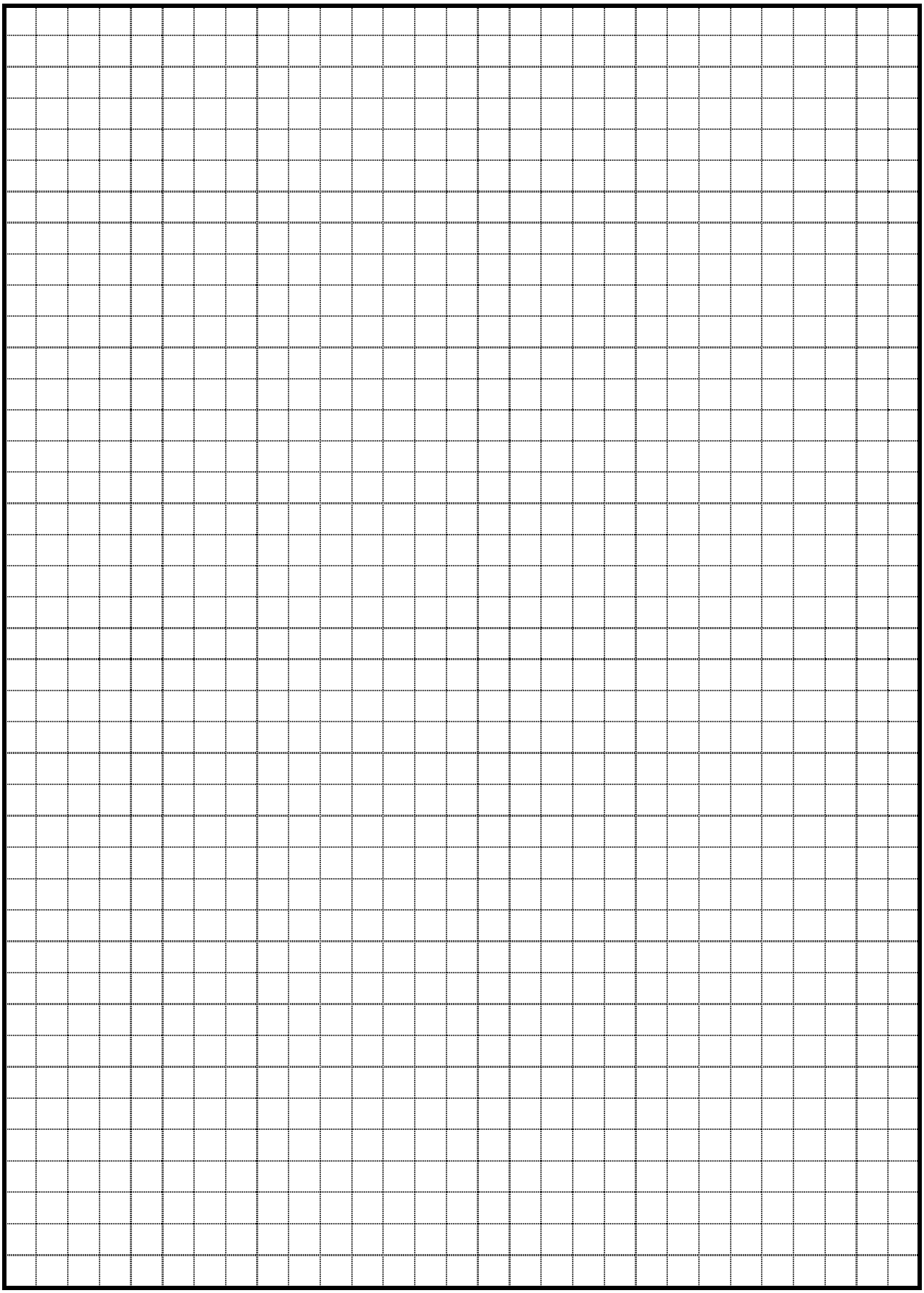

別記様式第２号（第５条関係）

賃貸住宅における確約書

（宛先）新潟市長

年　　月　　日

家屋所有者
住　所
氏　名
連絡先　　－　　－

借　家　人
住　所
氏　名
連絡先　　－　　－

※　家屋所有者及び借家人が，それぞれ署名してください。

防音工事に伴い設置された住宅及びその従物並びに空気調和機器について，下記の条項に基づき家屋所有者と借家人が誠意をもって履行することを確約します。

記

１　本事業により設置した機器については，当該住宅の附属物として設置されているものであり，借家人は転出時に家屋所有者に引き渡します。この場合において，家屋所有者は補助金交付条件に規定する補助資格の一切を継承します。

２　本事業により設置した機器の所有権及び負担金の取扱い，借家人転出時の機器の取扱い，その他本助成事業の実施に関し必要となる事項については，互いに話し合い了解済であり，今後において疑義が生じた場合にも互いに協議し取り決めます。

３　家屋所有者が，将来国の移転補償を受けることとなった場合には，本工事に要した補助金相当額分について，家屋所有者が新潟市長に返納します。

別記様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住　所
氏　名

理　　由　　書

私の住宅は，国土交通大臣の指定した第　種区域内にあり，移転する場合は移転補償が受けられるとの教示を受けましたが，下記理由により当分の間移転しませんので，防音工事の実施をお願いします。

記

別記様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長
（担当　　）

防　音　工　事　承　認　通　知　書

年　　月　　日付けで申込みのあった住宅の防音工事の実施について，審査の結果適当と認めたので新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

なお，後日設計監理業者がお宅に出向き設計工法等について協議します。

別記様式第５号（第９条関係）

比　較　積　算　書

邸　住　宅　騒　音　防　止　工　事	
補助金に係る工事費	金　　円
自己負担を含む工事費	金　　円
自己負担工事を行う理由	

別記様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住所

氏名

防 音 工 事 補 助 金 交 付 申 請 書

住宅の防音工事を下記のとおり実施したいので，新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱を承認し，防音工事補助金の交付を申請します。

なお，防音工事を行った室については，相当の期間引き続き居住の用に供する予定であります。

将来国の移転補償を受けることとなった場合には，防音工事に要した補助金相当額分を返納することについて異議ありません。

記

補助事業の名称	新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業
補助事業の内容	別添設計図書のとおり
住宅の所在地	新潟市
居住者氏名	
補助事業の経費の配分	工　事　費　　円
	設計監理費　　円
補助金交付申請額	円
補助金以外の経費負担者	
同上負担額	円
工事着手予定年月日	年　　月　　日
工事完了予定年月日	年　　月　　日
工事業者名	
設計監理業者名	

別記様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

申　請　者　　住　所
氏　名

（申請者と異なる場合は記名願います。）
家屋所有者　　住　所
氏　名

防音工事部位省略及び設置機器省略に関する申出書

防音工事の施工にあたり，下記の部位（機器）については自己で対策済みであるため，これに係る工事（機器設置）を辞退します。

なお，燃焼式暖房器具の使用による酸欠事故等には十分注意し，万一事故の時は当方で責任を負うことを申し添えます。

記

工事部位及び設置機器	工事対象	工事辞退
外壁工事	室	室
天井工事	室	室
防音サッシ	室	室
冷暖房機（屋内機）	台	台
冷暖房機（屋外機）	台	台
空調換気扇	台	台
レンジ用換気扇	台	台

別記様式第８号（第１１条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新潟市長
（担当　　）

防音工事補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった防音工事補助金については，新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第１１条の規定により，次のとおり交付を決定したので通知します。

１　補助事業の名称　　新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業

２　交付決定額　　円

内訳　工事費　　円

設計監理費　　円

３　補助金以外の経費の負担額　　円

４　補助事業の目的及び内容　　防音工事補助金交付申請書記載のとおり

５　交付の条件

(1) 善良な管理者の注意義務をもって補助事業を遂行すること。

(2) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに空気調和機器を，市長の承認を受けないで，補助金交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け又は担保に供してはならない。
ただし，補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して国土交通省が定める期間を経過した場合はこの限りではない。

(3) 将来国の移転補償を受けることとなった場合には，防音工事に要した補助金相当額分を返納するものとする。

(4) 住宅の譲渡をするときは，この補助事業により施工した造作及び設置した空気調和機器については，当該住宅の新所有者に譲渡しなければならない。また，新所有者には，補助金交付条件に規定する補助資格の全てを継承するものとする。

(5) この補助事業にかかる証拠書類は，当該補助事業の完了の翌年度の４月１日から５年間保存しなければならない。

別記様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住所
氏名

防音工事の内容等の変更承認申請書

　　年　　月　　日付けで住宅騒音防止対策事業の補助金交付決定の通知を受けましたが，下記のとおり変更したいので，新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第１３条の規定により設計変更見積書等を添えて申請します。

記

１　補助事業の名称　　新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業

２　補助事業の変更理由

３　補助事業の変更内容　　別添資料のとおり

４　補助事業の経費の配分　　工　事　費　　円（　　円）
　　設計監理費　　円（　　円）

５　交付を受けようとする　　円
　　補助金の額　　（　　円）

６　補助金以外の経費の負担者

７　同上負担額　　円
　　（　　円）

８　工事の着手予定年月日　　年　　月　　日
　　（　　年　　月　　日）

９　工事の完了予定年月日　　年　　月　　日
　　（　　年　　月　　日）

１０その他

　注：（　）内は変更前

別記様式第１０号（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長
（ 担当　　）

防音工事補助金変更交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった防音工事補助金については，新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第１３条の規定により，次のとおり交付することに変更決定したので通知します。

記

１　補助金交付の対象となる事業は，　　年　　月　　日付けで，変更承認申請のあった新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業とする。

２　補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額		円
	（	円）
内　訳	工　事　費	円
	（	円）
	設計監理費	円
	（	円）

３　補助金以外の経費の負担額　　円

（　　円）

注：（　）内は変更前

別記様式第１１号（第１５条関係）

防　音　工　事　着　手　届

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住所

氏名

下記のとおり工事に着手しました。

記

補助事業の名称	新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業
住宅所在地	新潟市
工事箇所	室
工事着手年月日	年　　月　　日
工事完了予定年月日	年　　月　　日
施工業者名	
設計監理業者名	

別記様式第１２号（第１６条関係）

防　音　工　事　完　了　届

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住所

氏名

下記のとおり工事を完了しました。

記

補助事業の名称	新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業
住宅所在地	新潟市
工事箇所	室
総事業額	円
交付決定額	円
工事着手年月日	年　　月　　日
工事完了年月日	年　　月　　日
施工業者名	
設計監理業者名	

別記様式第１３号（第１７条関係）

防　音　工　事　完　了　検　査　調　書

補助事業の名称	新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業
住宅所在地	新潟市
氏名	
工事費	円
工期	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
完了年月日	年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
設計監理業者名	
施工業者名	
備考	

上記住宅の騒音防止対策事業は，補助金交付決定内容に照らして検査の結果，適正に執行されていることを確認しました。

年　　月　　日

検　査　員
職・氏名

別記様式第１４号（第１８条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住所
氏名

防　音　工　事　実　績　報　告　書

　　年　　月　　日付け新　　第　　号の２で交付決定のあった住宅騒音防止対策事業が完了したので，新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第１８条の規定により，次のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称

　　新潟空港周辺における住宅騒音防止対策事業

２　補助金の交付決定額及び精算額

　　交　付　決　定　額　　円

　　精　　算　　額　　円

３　防音工事完了年月日　　年　　月　　日

４　添付書類

(1)　工 事 概 要 書

(2)　収 支 精 算 書

別記様式第１５号（第１８条関係）

工　事　概　要　書

年度予算	実施年度	(1) 同年度実施　(2) 翌年度実施	新潟空港	新潟市	番号	
氏名		住所				
区域	(1) ３種　(2) ２種　(3) １種Ｂ　(4) １種Ｃ		新規追加別	(1) 新規　(2) 追加(1室済)　(3) 追加(2室済)　(4) 告示日後住宅		
持家・借家別	(1) 持家　(2) 借家		構造様式	(1) 一般木造　(2) 木造集合　(3) ＲＣ造一般　(4) ＲＣ造集合　(5) 農漁村型		
全室数	室	家族数 人	工事室数	室	1室目　帖，2室目　帖，3室目　帖，4室目　帖，5室目　帖	
家屋延床面積	㎡	工事対象延床面積	㎡	工法	(1) Ａ工法　(2) Ｂ工法　(3) Ｃ工法	

名称	工事費及び設計監理費の内容		金額
１仮設工事			円
２外壁工事(仕上)	(1)ﾓﾙﾀﾙﾘｼﾝ吹き付け (2)色ﾓﾙﾀﾙかき落とし (3)外装遮音板 (4)在来のまま (5)その他（　）	施工面積　㎡	円
３内装工事(仕上)	(1)繊維･ｼﾞｭﾗｸ (2)ﾌﾟﾗｽﾀｰ壁 (3)化粧合板張り (4)ｸﾛｽ張り (5)在来のまま (6)その他（　）	施工面積　㎡	円
４天井工事	(1)竿縁天井 (2)化粧石膏ボード (3)クロス張り (4)在来のまま (5)その他(　)	施工面積　㎡	円
５床工事	(1)合板張り (2)カーペット (3)在来のまま (4)その他（　）	施工面積　㎡	円
６金属製建具工事	(窓に類するもの)　面　㎡（　円）		
	(玄関戸に類するもの)　面　㎡（　円）		
７木製建具工事			円
８電気工事			円
９雑工事			円
10共通費	(1)共通仮設費（　円）(2)諸経費（　円）(3)消費税（　円） (4)工事負担金（　円）(5)工事雑費（　円）		円
11防音工事費			
12換気工事	空調換気扇（壁埋込型　台、壁掛型　台、天井埋込型　台）メーカー名 レンジ用換気装置（有・無）浅型・深型　メーカー名		円
13空調工事	(1) ＨＣ－１（　台）(2) ＨＣ－２（　台）メーカー名 (3) ＨＣ－３（　台）(4) ＨＣ－４（　台）		円
14共通費	(1)共通仮設費（　円）(2)諸経費（　円）(3)消費税（　円） (4)工事負担金（　円）(5)工事雑費（　円）		円
15空調工事費			円
16工事費計	(1)工事費部分に係る国庫補助金(　円) (2)その他(　円) (3)住民負担金(　円)		円
17設計監理費			円
備考			

※　住宅の騒音防止工事を実施した部屋の平面図は，裏面に書いてください。

住　宅　の　騒　音　防　止　工　事　を　実　施　し　た　部　屋　の　平　面　図

別記様式第１６号（第１８条関係）

収　　支　　精　　算　　書

１　収 入 の 部

（単位：円）

費　　目	予　算　額	精　算　額	差 引 増 減	備　　考
補　助　金				
計				

２　支 出 の 部

（単位：円）

費　　目	予　算　額	精　算　額	差 引 増 減	備　　考
工　事　費				
設 計 監 理 費				
計				

別記様式第１７号（第１９条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新潟市長
（ 担当　　）

防 音 工 事 補 助 金 確 定 通 知 書

　　年　　月　　日付けで実績報告のあった住宅騒音防止対策事業に対する補助金について，新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第１９条の規定により，次のとおり確定したので通知します。

記

１　交 付 決 定 額　　円

２　確　　定　　額　　円

別記様式第１８号（第２０条関係）

委　　任　　状

金　　額	金　　円
委　任　者	住所
	氏名

私は，上記記載の住宅騒音防止対策事業補助金の請求及び受領に関する権限を下記記載の受任者に委任します。

記

受　任　者	住所
	氏名
年　　月　　日	
備　考	